4 公的年金を増やすことはできる？

国民年金に上乗せできる国民年金基金

自営業者などの国民年金加入者は、厚生年金に比べ、老後の収入が不足しがちです。その不足分を補うのが国民年金基金です。各地域の年金基金に申し込むことで加入できます。

国民年金基金の仕組み

国民年金基金は、国民年金に上乗せできる公的な個人年金の一種で、ライフプランに合わせて受け取る年金額を自由に決めることできます。

加入資格	自営業やフリーランスなど 20 歳以上 60 歳未満の国民年金第 1 号被保険者
給付	老齢年金・遺族一時金
掛金	加入時の年齢・性別、選択する給付の型と口数による（上限 6 万 8000 円）。掛金は全額所得控除可

年金額は加入する口数と選択するプランによって決まります。1 口目は A 型または B 型のどちらかに必ず加入します。

1 口目	2 口目以降
1 口目は 2 つの終身年金から選択	2 口目以降は 2 つの終身年金と 5 つの確定年金の中から選択
終身年金 A 型 65 歳支給開始（15 年間保証付） B 型 65 歳支給開始（保証期間なし）	終身年金 A 型 65 歳支給開始（15 年間保証付） B 型 65 歳支給開始（保証期間なし） 確定年金 Ⅰ型 65 ～ 80 歳支給（15 年間保証付） Ⅱ型 65 ～ 75 歳支給（10 年間保証付） Ⅲ型 60 ～ 75 歳支給（15 年間保証付） Ⅳ型 60 ～ 70 歳支給（10 年間保証付） Ⅴ型 60 ～ 65 歳支給（5 年間保証付）

※保証付は加入者が受給中に死亡した場合に遺族一時金が支払われます。
※付加年金（→ P105）は、国民年金基金に含まれており、二重加入はできません。

厚生年金の繰り下げ受給

厚生年金の加入者は、60 歳以降も仕事を続けた場合、引き続き厚生年金に加入します（最長 70 歳になるまで）。厚生年金を 65 歳よりも後に繰り下げて支給してもらうことで、年金額を増やすことができます。

年金の繰り下げ受給

年金を繰り下げて受給した場合の加算率は以下の通りです。老齢厚生年金だけでなく老齢基礎年金も同様に繰り下げ受給が可能です。

受給開始年齢	66 歳	67 歳	68 歳	69 歳	70 歳～
受給加算率	8.4 ～ 16.1%	16.8 ～ 24.5%	25.2 ～ 32.9%	33.6 ～ 41.3%	42.0%

※遅らせる月数（最低 12 ヵ月）× 0.7%の増額になります。

65 歳になる前に年金を受け取る
繰り上げ支給も選択できる
※老齢基礎年金も同様に繰り上げ支給が可能です。

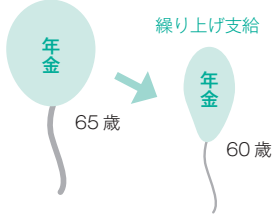

Point

公的年金を増やすほかの方法

このほかに公的年金を増やす方法には、確定拠出年金（→ P107）や付加年金があります。付加年金は、自営業者など国民年金の第 1 号被保険者が毎月の保険料を 400 円増額して、保険料を納めた月数× 200 円（年額）を受け取ることができます。